

給水装置工事施行基準・解説書 更新履歴

令和2年3月31日

年度	更新箇所 条項・解説	頁	旧（更新前）	新（更新後）
R01	3条 解5	9		追加 スリーブ取付工事の写真
	3条 解5(5)	12		削除 更新 追加 第5号様式：給水申込時における確認票 第5号様式：給水装置工事竣工自主検査報告書 第6号様式：貯水槽水道設置簿（表・裏）
	8条 解1(3)①	34		追加 器具給水負荷単位における私室用の単位を参考値として新たに追加（水理計算上、一般施設で使用するから） 小便器, 医療用洗面器, 事務用流し(1), 料理場流し(1.5)
	8条 解2	37		追加 集合住宅のタイプ別人数は住戸面積を基本とする
	9条 解2(2)	39		追加 ポリエチレン管(PE)〔クック〕の換算係数
	11条 解5(3)イ)	48		更新 吸排気弁周り施工例において、短管の長さ、及び排水管の放流口（目視可能）を明記
	12条第4項3号	52		追加 貯水槽給水（加圧送水方式）における受水槽への吐水回数の減少策を講じること〔後日、現場改良工事等を指導し易くするため〕
	12条第7項	52		追加 貯水槽の構造及び設置に関して、建設省告示の規定に適合すること〔後日、現場改良工事等を指導し易くするため〕
	12条 解4	53		追加 水量を適正に制御する口径の給水弁を設置するため、水圧別の流量値を参考にすること（有効な防止措置を講じるため） （流量値表の上部4行）
	13条第2項	59		削除 第4号の給水申込時における確認票〔第5号様式〕
	18条 解2 (5)(6)	83 84		更新 日本水道協会（JWWA）の認定承認を受けることができない浄水器が出回っているため、配管例、写真を含め解説内容を追加・更新 日本水協(JWWA)では、メーター直近二次側の設置は、住宅全体の給水管内の残塩を減少させ、『細菌等が繁殖するおそれがある』との見解 水質に関する『承諾書』を町長に提出 磁気活水器は、メーターボックス内の設置は禁止
	18条 解2(7)	85		追加 昨今、自動散水システムの設置が多い 屋外植栽・芝への自動散水システムにおける逆流防止措置としての自動散水栓等周りの配管概要図（例）を追加
	18条 解2(9)	86 87		追加 〔逆流防止措置と吸排気弁配管施工要領〕 循環式給湯器やI形浄水器を設置する場合の「1階地上設置の減圧式逆流防止器及び吸排気弁周りの施工要領」等を追加
	20条第1項	93	第6号様式	更新 追加 自主検査報告書〔第6号様式〕を〔第5号様式〕 管理者に提出する書類として貯水槽水道設置簿〔第6号様式〕を追加
	20条 解3	94		追加 貯水槽給水の検査内容を追加
	20条 解6(1)アイウ	94		更新 耐圧検査の加圧値及びその時間を、全て0.75MPa、5分間以上
	20条 解8(2)	95	第6号様式	更新 第6号様式を第5号様式
	全般	—	JIS 法第15条 施行令第6条 施行規則第36条 条例第32条	更新 日本工業規格→名称変更→日本産業規格（2019.07.01施行） 水道法改正等
	申請書	—	新規	削除 更新 追加 第5号様式：給水申込時における確認票 第5号様式：給水装置工事竣工自主検査報告書 第6号様式：貯水槽水道設置簿（表・裏）
	申請フロー図	—		更新 第5号様式、第6号様式関連

年度	更新箇所 条項・解説	頁	旧（更新前）	新（更新後）
R02	5条 解7(1)	23	町証入りMB φ13及びφ20 管理者の要承認 φ30以上のMB	更新 メーター口径φ13からφ25のメーターボックスは、町証入りの町承認品を使用 メーター口径φ30以上のメーターボックスは、その都度、管理者の承認を得る
	11条 解5(3) イ(イ)	48	短管(長さ：1m 以下)	更新 吸排気弁周り施工例において、吸排気二次側短管の長さを1m以下から0.5m以下に変更
	11条 解5(7)	51		追加 水栓の高さにおいて、水栓に他、ボールタップ等を追加
	12条第4項2号	52	メーター口径 φ50mm以上	更新 配水圧が高い地区(0.40MPa以上)が多いため、メーター口径φ40mm以上の場合は、……に変更
	12条 解5	54	5 減圧弁、定流量弁又は流量調節弁の設置	更新 5 減圧弁の設置 貯水槽への流入量制御方法は、「減圧弁＋定水位弁」のみに変更 メーター口径φ50mm以上をφ40mmに変更
	16条 解1イ	74		追加 3階直結直圧給水を施行する3階建て建物を、建築確認申請書にて定義〔第4面、【8. 階数】【イ. 地階を除く階数】〕
	20条第1項2号	93	給水装置工事 竣工自主検査 報告書	更新 申請書タイトルを更新 給水装置工事竣工届〔第5号様式〕

年度	更新箇所 条項・解説	頁	旧（更新前）	新（更新後）
R04	6条 解3(10)	26 27	タンクレストイレに関する注意事項 配管することが望ましい	更新 追加 タンクレストイレの水量、水圧条件の変更に伴ない関連箇所削除 (旧：必要水量18～20L/min、最低作動水圧0.07MPa) (新： 同上 10L/min、 同上 0.05MPa) このような配管例(従来の先分岐、ヘッダーtoヘッダー、給湯器等への1本の分岐管からの配管)においては、ヘッダーの一次側にて分岐し配管すること。「望ましい」を削除 保守用の点検口設置を明記 ヘッダー工法で使用のPE、PB管において、φ10・φ16使用禁止 同上、使用禁止の計算根拠を明記
	6条 解3(12)	27 ～ 29		追加 一戸建て住宅、福祉施設、店舗付き集合住宅等の直結直圧給水及び貯水槽給水における逆止弁と吸排気弁の双方を設置しての逆流防止対策例を配管例とともに解説

年度	更新箇所 条項・解説	頁	旧（更新前）	新（更新後）
R05	法改正 関連	—	厚生労働省令 厚生労働大臣	改正 法第4条、法第16条の2、法第20条、法第25条の4、法第25条の8、法第34条の2 法施行令第6条、施行規則第36条、条例第5条、条例第6条、条例第32条、条例施行規則第9条 厚生労働省令→国土交通省令、厚生労働省令→環境省令、厚生労働大臣→国土交通大臣及び環境大臣 その他
	3条 解1 条例第6条 別表第1	4、5		更新 給水条例改正に伴う更新
	5条 解1	21	φ25までの 第一止水栓と逆 止弁	更新 φ13～φ25のメーター前後の材料を町承認の埋設型メーターユニットにすることに伴い、メーター前後の材料を更新
	6条 解3(10)	26 27	1栓を原則とする 配管上好ましくない 考慮し使用しない	削除 更新 「を原則」を削除 配管上禁止とする 考慮し使用禁止とする
	7条 解1、2	28 29		追加 地中に設置するメーターは、埋設型メーターユニット内とすることを明記。 埋設型メーターユニット図形のメーター二次側に逆止弁を明記
	11条 解5(2)	45 46		更新 追加 キ 一戸建て住宅及び集合住宅等における地中設置のメーターは、埋設型メーターユニット内に設置と明記 凡例の地中メーターを埋設型メーターユニットに更新 集合住宅1階にメーターを設置することを特例として容認するが、逆流防止措置等の観点から建物パイプシャフト内にメーターを設置することを推奨する旨を明記
	11条 解5(6)	50		追加 パイプシャフト内のメーターにおける参考標準設置図のタイトル下にメーターユニットの設置を推奨する旨を明記
	14条 解10	66 67		更新 標準図形：口径13～25のメーターBOX内の図形更新 メーターBOXの名称下に「町マーク入り」を追加 凡例内の材料更新、及び凡例下に「町承認の埋設型メーターユニット」を明記
	15条 1号②	71		追加 口径φ25までのメーターは、埋設型メーターユニット内に設置する旨を明記
	15条 解1(3) ア・イ	72		更新 2階建て以下の集合住宅及び3階建て特例集合住宅の出入口前に設置する埋設型メーターユニット内に逆止弁を追記し、同解説を更新
	15条 解4	74 75		追加 町承認の(1)埋設型メーターユニット図、及び(2)メーターボックス図を参考図として掲載
17条 解3 ア),イ	81	メーター一次側の 青銅製ボール 止水栓(副栓付伸縮)	更新 ボール止水栓(副栓付伸縮)を埋設型メーターユニット内のボール止水栓(開閉防止型)に変更。従って、水道使用者等の開閉操作弁は、メーター二次側の副栓付リフト式逆止弁に変更。 口径13～25の離隔とは、埋設型メーターユニット内のボール止水栓(開閉防止型)ではなく、メーター中心における道路境界線との離隔を指す。	